

## 「日本では、健康で文化的な生活が保障されているといえるのか」 ～韓国国民基礎生活保障制度について学ぶ～

### 講師：柘植直也 弁護士

(経歴)

現 愛知県弁護士会所属

1989 年 名古屋弁護士会（当時）に登録

弁護士法人リブレ 名古屋事務所に所属

欠陥住宅事件、消費者被害事件等に多く取り組む

韓国の市民団体、弁護士会との交流、韓国の公的機

関や市民団体等を訪問しての法制度等の調査を多く

経験



### 講演概要

当会で行うシンポジウムでは、生活保障制度について先進的な取り組みをしている韓国の制度について、韓国の調査に行かれました柘植直也弁護士に韓国の国民基礎生活保障制度について伺い、日本の生活保護制度が隣国韓国との間でどのような違いがあるのか、参考にすべき点等をご説明していただき、日本の生活保護制度のあり方について考えたいと思います。

2024年9月5日（木）18:00～20:00 **参加無料**

参加方法：zoom ウェビナーによる視聴



このイベントは、オンラインのみで行います。参加を希望される方は、当日時間になりましたら、次の URL 又は QR コードからご参加ください。

[https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN\\_Key5PwRhRUmnAdmA72taXQ](https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_Key5PwRhRUmnAdmA72taXQ)

主 催：神奈川県弁護士会（企画：貧困問題対策本部）

共 催：日本弁護士連合会

問合せ：神奈川県弁護士会 ☎045-211-7705（平日 9 時～12 時、13 時～17 時）